

災害事例
と
その対策
No.16

トラック運転者が積み込み作業中の フォークリフトに接触する

1. 事業の種類 陸上貨物運送事業
2. 労働者数 7名
3. 被災者 トラック運転者 男性56歳 勤続年数4年 経験年数30年
4. 災害発生状況
 - (1) 被災者Aは、H運輸の10tトラック運転者で、倉庫から岸壁までロールパルプを運搬する作業に従事していた。

このトラックへの積み込み作業は、荷役専門業者の運転者が操作する回転クランプを装着した6tカウンタバランスフォークリフトで行っていた。
 - (2) 当日は朝8時頃から倉庫の2番ゲート前に停車している10tトラックへの積み込み作業を開始した。一度に2個ずつロールパルプをフォークリフトに積載し、倉庫の2番ゲートからバックで出てきて、トラックの手前で方向転換をして、トラック荷台に積込んでいた。
 - (3) 最初にトラック荷台の右側に6個積み込んだが、荷の重量でトラックが右に傾いたので、次に左側の荷台に積込もうとし、フォークリフトの運転者は、今までと同じように2番ゲートからバックで出てきて、トラックの手前で方向転換をし、前進でトラック前方を横切ろうとした。このときフォークリフト運転者は、トラックに接触しないよう左側に視線を向けながら前進していた。
 - (4) フォークリフトがトラック運転席の前方にさしかかったとき、トラックから被災者Aが出てきたが、これに気づかず接触した。
5. 参考事項
 - (1) フォークリフトの運転者は、フォークリフト技能講習修了者であった。
 - (2) 被災者の作業範囲は、トラックの運転業務が主体で、荷の積卸しは所定の作業には含まれていない。
 - (3) 荷はロールパルプで、形状は円柱状、高さ50cm、直径50cm、重さ580kgである。一度に2個運搬していたので荷の大きさは直径50cm、高さ1mとなる。このため、前方の視界は、比較的悪かった。
6. 災害発生原因
 - (1) フォークリフトの運転者が左に曲がってトラック前方を通過するとき、左側のトラックに接触しないようにと注意していたが、前方については安全確認をしなかった。
 - (2) 積み込み作業について、具体的な打合せがなされていなかった。
7. 災害防止対策
 - (1) 作業開始前に、関係作業員間で作業方法、作業手順等について打合せを行う。
 - (2) フォークリフト運転者に対し、安全教育を行う。
 - (3) トラック運転者に対し、フォークリフト等荷役運搬機械による、積み込み作業が行われている場所での災害防止方法を教育する。

(関係法令)

=労働安全衛生法=

- ・ 第20条（事業者の講ずべき措置等）

事業者は、機械等による危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

=労働安全衛生規則=

- ・ 第151条の3（作業計画）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、当該作業に係る場所の広さ、地形、荷の種類等に適応する作業計画を定め、その作業計画により作業を行わなければならない。

また、定められた作業計画を関係作業者に周知させなければならない。

- ・ 第151条の4（作業指揮者）

フォークリフト等の車輛系荷役運搬機械を用いて作業を行う時は、その作業の指揮者を定め前項の作業計画にもとづき作業の指揮を行わせなければならない。

災害発生状況図

